

平成28年度 事業報告

【制度対策本部分掌に係る事業】

1. 災害対策担当専門部会

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓に、本会においても昨年度同様「災害対策担当専門部会」を設置し、大震災による災害はもとよりその他の自然災害等の緊急時に、瞬時に対応できるような組織体制を構築すべく、さらなる研究を行った。

研究に当たっては、

- (1) 初動マニュアル作成に関する事項
- (2) 会員の安否の確認に関する事項
- (3) 平常時における災害への備えに関する事項
- (4) 災害対策本部の設置方針に関する事項
- (5) 災害用備品に関する事項
- (6) 救援物資の受け入れと分配方法に関する事項
- (7) 災害時の事務局業務の取扱いに関する事項

の主に以上7項目について検討を進めたが、特に、「災害時の初動対応マニュアル」に規定されている事項のうち、未達成の事項を具現化すべく取り組むとともに、大規模な災害が発生した際、迅速に会員の安否が確認できるよう、「災害時安否確認用会員情報」の登録会員増強に向けた活動に注力した。

中でも、今期は「安否確認システム」を導入したことから、これを利用した訓練を実施して、緊急時に、安否確認が行える態勢の構築に取り組むとともに、災害対策として、新たな取り組みや商品の開発が進んでいることから情報収集を図り、これまでの情報に捉われないことなく、柔軟な姿勢で活動した。

2. 登記基準点技術センター専門部会

(1) 登記基準点及び登記基準点測量に関する知識・技術の啓蒙活動

基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録した地積測量図作成の更なる推進に向けた方策等を、業務部と連携して検討し、その結果、新たに「基本三角点等に基づく測量に関する相談制度」を創設するとともに、「基本三角点等を利用した地積測量図作成事例集」の発行及び本会「土地家屋調査士 調査・測量実施要領」に掲載している地積測量図の記載事例を改正した。

また、昨年度から今年度にかけて実施した、都内自治体の公共基準点の測量成果の公開状況調査結果を本会ホームページに掲載した。

(2) 国土調査法第19条第5項指定申請に関する研究

昨年度の段階では、国土調査法第19条第5項指定申請に関する諸手続きの把握を目的に、土地家屋調査士会館の敷地において当該指定申請の実習を予定していたが、その後、土地家屋調査士会館の敷地では国土調査法第19条第5項指定を受けたとしても、面積の関係から登記所備付地図としては備え付けがなされないことが判明したため、実習地を昭島市内の土地に変更して、本実習を実施した。

3. 地図対策専門部会

(1) 不動産登記法第14条第1項地図作成作業に関する要領の作成

昨年度に引き続き、大都市型登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項地図）作成作業の工程管理等に関するマニュアルの作成作業を行い、完成したマニュアルを本会ホームページに掲載した。

(2) 国土調査法第19条第5項指定申請に関する研究

昨年度の段階では、国土調査法第19条第5項指定申請に関する諸手続きの把握を目的に、土地家屋調査士会館の敷地において当該指定申請の実習を予定していたが、その後、土地家屋調査士会館の敷地では国土調査法第19条第5項指定を受けたとしても、面積の関係から登記所備付地図としては備え付けがなされないことが判明したため、実習地を昭島市内の土地に変更して、本実習を実施した。

4. 境界紛争解決センター専門部会

外部組織への啓蒙及び制度広報について積極的に検討を行い、引き続き他団体・他士業との広報活動面での連携を目指し活動した。その結果、筆界特定制度との連携の一環として、第1回となる東京法務局筆界特定室との合同相談を実施した。

また、迅速な事件処理に努めるだけでなく、内部手続きの改善を推し進め、基本的な事務手続きの処理を統一させ、運営がより柔軟かつ円滑となる体制の構築を行った。

5. 寄附講座専門部会

東洋・明治両大学において寄附講座が開講され、無事終了した。

さらに、より多くの大学で開講できるようかねてより作業を進めていた基本テキストの編纂が完了したため、今年度の講義で試験的に運用した。その結果、本テキストの汎用性が高く、広く活用できる内容であるとの結論に至り、今後の使用も視野に入れることとなった。なお、受講生より取得した学内アンケートでは、授業内容が好評であった。

【総務部分掌に係る事業報告】

1. 会員の品位保持に関する指導及び連絡

(1) 登録証交付式

新規入会者への最初の研修の機会である登録証交付式においては、例年同様、土地家屋調査士の業務規則を主として、日調連、本会、支部及びブロック並びに東京調政連、東京公嘱協会等の制度の説明や、会員の心得及び土地家屋調査士倫理規程等の品位保持についての指導を行った。

近年、増加している「苦情案件」等について、昨今の傾向や業務遂行に際しての注意事項等を伝え、また、本会のみならず、支部・ブロックの事業にも積極的に参加し、地域の土地家屋調査士相互の交流を深め情報の共有に心がけるよう助言した。

平成28年度は本交付式を3回開催し、出席会員は52名であった。

なお、毎年7月に開催している新入会員研修会における講義と一部内容が重複していたことを踏まえ、研修部と打合せを行った結果、これまで研修部が行っていた講義を割

愛する等、構成を改め、一部見直しを図った。

(2) 東京法務局からの会員に関する調査付託等の件

苦情申立等のあった会員に來会を求め、総務部において聴聞・調査等の上、必要に応じた指導を行った。

昨年度の綱紀委員会への調査付託は8件であったが、年間を通じて、苦情の申立や相談が相次ぎ、その対応や処理に多くの時間を要した。ここ数年、事務局への苦情の電話や相談会での苦情の申し出が相当数あり、綱紀委員会付託にまでは至らぬものの、嚴重な指導を行った事案や書面をもって是正指導を行った事案も複数あり、会員各位には、より一層の慎重な業務執行が求められるところである。

しかしながら、その一方で会員の業務執行には特段の問題が無いにもかかわらず、不合理とも言える身勝手な主張による申立も散見され、これからは、業務を遂行するに当たり、不測の事態に対する備えが必要であるとの認識を強めるとともに、こうした申立人への対応に困難を來たしている。

具体的には、総務部による苦情案件事情聴取15回（対象会員は22名）、注意勧告理事会1回（対象会員は2名）、指導調査理事会1回（対象会員は2名）、文書による会員指導6件、苦情申立を前提とした相談10件に対応した。

なお、土地家屋調査士法第42条に基づき、東京法務局において実施された会員に対する懲戒処分は、5件であった。

(3) 会費未納者の件

平成22年に開催された第72回定時総会で会費の口座自動振替の義務化が承認され、会員各位には口座自動振替による会費の納入にご協力いただいているが、恒常的に会費を滞納し、督促のための対応が必要な会員が一定数おり、未だ、会費納入の確認作業、通知の発送や会費未納に伴う聴聞などに多くの労力を要している。

(4) 年計表報告の件

会則第98条の定めにより、会員は1月末日までに年計表の提出をしなければならないにもかかわらず、昨年度も多数の未提出会員がいたため、複数回に亘る督促により、提出を求めた。

従前より、期限内の提出方につき、機会を捉えてお願いをして、注意を喚起してきたが、改善の兆しが見られない年計表未提出会員に対して注意勧告処分を行い、土地家屋調査士法施行規則第39条に基づいて東京法務局に報告している。

(5) 「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の管理・使用について

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」用紙の購入に際しては、本用紙の取扱管理規程に基づき、これまで所持していた用紙を使い終えていることを確認して、販売する取扱いとなっているが、昨今は、「該当する職務上請求書綴込帳に編綴された全ての職務上請求書の使用を終えた後、5年間保管しなければならない」とした規定があるにもかかわらず、書き損じた用紙を廃棄してしまい、事務局の窓口で呈示できないという事例があることから、いま一度、取扱管理規程を確認し、より一層の慎重な取扱いに努めるよう改めて周知を図ることとした。

また、本用紙の取扱いについては、これまでも繰り返し、厳正な使用及び管理等の徹底方をお願いしてきているが、本用紙の使用目的に関し、行政窓口から本会に直接問合

せを受ける機会が増えていることから、安易な使用をすることなく、個人情報保護の観点から、秘密保持の義務を遵守するよう啓蒙した。

なお、新入会員に対しては、従前同様、登録証交付式において本制度の趣旨等について十分に説明を行い、その使用や管理体制等について、周知徹底を図っている。

(6) 事務所形態等に関する件

他の兼業資格あるいは併設する測量会社等の法人業務と土地家屋調査士業務とを混同し、これらを峻別することなく業務案内を行っている会員に対しては、一般国民に、土地家屋調査士以外の者が業として土地家屋調査士業務を行えるかのような誤解を与える虞があることから、従前に引き続き、是正するよう要請し、改善を促した。

また、事務所の設置に際しては、各支部の支部長に事務所訪問をお願いし、事務所としての要件が整っているかを確認の上、必要に応じて是正指導をする等の対応に、例年同様ご協力いただいた。

2. 会務運営・事務合理化の推進

(1) 例年どおり、会議時間の厳守、短縮に努めた外、可能な限り、複数の会議を同日に開催するよう配慮する等して合理化を図り、負担の軽減に努めた。

(2) ここ数年は大幅な会員数の減少にまでは至っておらず、法人会員が増えているため、全体の会員数はあまり変わらない傾向が続いている状況である。

しかしながら、60歳以上の会員が会員全体の約半数を占め、今後、漸減傾向が進んでいく見込みであり、財務部の試算によれば、現在の規模で事業を継続していくと、将来的に予算編成ができなくなる見込みであることから、引き続き、支部の統合問題等も含めた、身の丈に合った適切な会務運営のあり方を検討していく方針である。

3. 非土地家屋調査士等排除への対応及び対策

以下の計6か所において、不動産の表示に関する登記の申請書類について、土地家屋調査士法施行規則第39条の2の規定による調査が実施された。

調査日	実施庁	調査期間
平成28年11月8日	墨田出張所	平成28年4月及び5月
	品川出張所	
	立川出張所	平成28年4月から6月
平成28年11月14日	杉並出張所	平成28年3月から6月
平成28年11月15日	中野出張所	
平成28年11月16日	府中支局	平成28年4月及び5月

また、非土地家屋調査士等の排除活動については、情報提供等に基づき、違反業者に対し、文書の発信を行って改善を促す対応等を行った。

本活動については、日本土地家屋調査士会連合会、東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び会員等と連携して活動を続け、抑止に努めていく所存である。

4. 国民年金基金の加入促進

従前から必要に応じた協力を行ってきたが、昨年度に引き続き、新入会員等登録証交付

式の際に、国民年金基金の担当者を招き、基金加入によるメリットを説明願った外、定時総会の会場に案内ブースを設けるなど、一層の加入促進を図った。

5. 会館の維持・管理

(1) テナントの報告

4・5・6階：日本土地家屋調査士会連合会

7階：一般社団法人東京公嘱託登記土地家屋調査士協会

会館建設時と同様である。

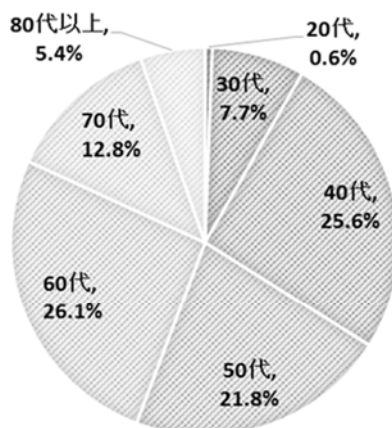
(2) 会館の維持・管理体制の構築

本年3月で竣工から丸9年が経過し、各種の会議のみならず、毎月の企画研修や多くの支部や有志の会員による会合等でも活用されている。また、維持に要する費用の圧縮も念頭に置き、節電による省エネ等にも配慮した維持管理に努めている外、竣工10年目に予定している大規模修繕を見据えた準備も進めている。

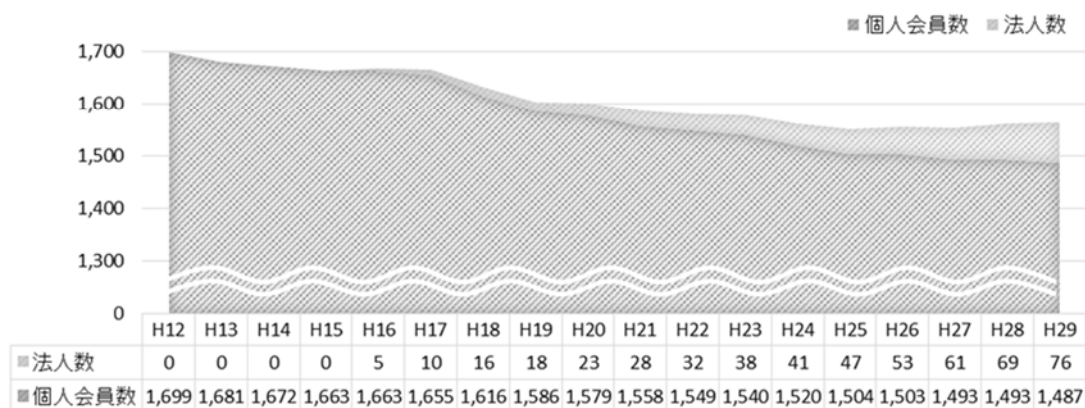
6. その他

(1) 会員の状況について

年代別構成



会員数推移



(2) 新春交礼会の開催

平成29年1月19日、公嘱協会及び東京調政連との共催により開催した「新春交礼会」は、249名（うち来賓92名、会員参加者114名、関係役員等43名）の出席を得て、盛会裡

に無事終了した。

(3) 「会員管理システム」の開発について

平成24年2月に請負契約を締結して、開発を進めてきた「会員管理システム」については、受け渡しの期日になっても、仕様通りに動作する製品が納品されず、その後の、再三の督促にもかかわらず、誠意ある対応がなされなかったことから、著しい履行遅滞を理由に契約の解除を通告した。

平成27年7月17日、神田公証役場において、開発業者の有限会社エムアイエスとの間で「会員管理システム開発／設定に関する請負契約の解除に伴う既支払金返納に関する合意書」の締結を完了するとともに、当該合意内容について、同公証役場において「債務確認債務弁済契約公正証書」とし、昨年12月末をもって完済を受ける予定であったが、各返済期日ともに、入金はされず、昨年12月4日に金35,000円、平成28年2月29日に金20,000円の入金がされただけであった。

このことから、平成28年3月10日に山崎顧問弁護士を代理人として東京地方裁判所に債権の差押命令を求める申立てを行ったが、差押にかかる債権がなく、やむなく申立てを取り下げた。

その後、対応方針について検討を行うべく、同弁護士に相談したところ、「今後、債権回収のための手を打ったとしても、回収の見込みは限りなく低く、手続を行うための支出だけが増えていく可能性が高い。」といった助言があった。

これを受け、これまでの経過や、顧問弁護士からの種々の助言に基づき、協議を行った結果、会として、強制執行手続を進める等、債権の回収に向けたできる限りの対応は行ってきたところであり、債権の回収の見込みが低い中で、更に費用と労力を費やしてまで対応することは断念し、同社に対する債権を放棄することを決議した。

平成29年3月末日をもって、顧問税理士指導の下、特別損失として損金処理をした。

【財務部分掌に係る事業】

1. 会費等の徴収

平成22年度より自動振替の義務化が進んで、事務合理化が適正に実行されている。

会費の引落としが不能になる会員が毎回一定数いることから、「会報」、ホームページ及び更新情報メールをもって振替日の周知を行った。

また、恒常的に滞納を繰り返す会員へは、電話等で催促を行うとともに、会則遵守の趣旨を説明した。

2. 予算統制及び決算対応

会計伝票照合を月1回、また顧問税理士による会計指導を年2回行い、適正な会計処理が行われているかを確認した。

事業が計画的かつ効率的に行われているか、収支予算管理月報を作成し、執行率を示し各部へ周知した。

各部の事業及び一般管理費の執行率は88.3%となっている。

また、会館の大規模修繕や会員管理システムの導入などにかかる費用等の検討を行い将来の財政状況を確認した。

監事による監査を受けた後、決算報告書を作成し、税務署へ申告した。

3. 資産管理及び運用

資産は先輩諸氏から受け継いだもので、大切な資産を確実に管理するため、銀行の選定をするとともに資産の分散化を図り、資産管理を行った。

4. 土地家屋調査士業務に関する統計処理

平成28年分取扱事件年計報告の提出依頼・集計・点検を行った。

5. 諸用紙・図書等のあっせん・頒布

昨年度同様、各種用紙を本会ホームページ上からダウンロードできるようにしている。

実務に関して有益な、各種の解説読本が多数発行されていることから、引き続き図書のあっせん・頒布を行った。

【研修部分掌に係る事業】

1. 研修体制の充実

研修体制の充実のため、次の研修会、会同を開催した。

(1) 会員研修

[法令研修]

- ・ 開催日時 平成29年2月7日（火）午後0時30分～5時00分
- ・ 開催場所 砂防会館 別館 シェーンバッハ・サボー
- ・ 研修内容 ① 土地家屋調査士に専門家として期待すること
② 専門家の倫理
③ 本人確認・本人の意思確認
- ・ 講師 ① 東京法務局 不動産登記部門 次席登記官 横田幸治 氏
② 公益財団法人日弁連法務研究財団 理事 馬橋隆紀 弁護士
③ 東京司法書士会 副会長 野中政志 司法書士
- ・ 出席者 561名（内、本会補助者3名、他会会員15名）

[法令実務研修]

- ・ 開催日時 平成28年11月22日（火）午後0時30分～4時10分
- ・ 開催場所 日本教育会館 一ツ橋ホール
- ・ 研修内容 ① 基準点測量の実務解説と測量先端技術について
② 具体的事例に基づく基準点測量運用解説
- ・ 講師 ① 元国土地理院研究官・技術士・
アイサンテクノロジー株式会社 技術顧問 中根勝見 氏
② 登記基準点技術センター専門部会 副部会長 土屋国和 氏

- ・ 出席者 594名（内、本会補助者22名、その他1名）

(2) 測量実務研修

〔初級測量実務研修会〕

本研修会を以下の概要により開催した。また、本研修会の開催に関し、平成28年4月4日に事前打ち合わせ会、同年6月16日に反省会をそれぞれ開催した。

- ・ 開催日時 【事前講習会】平成28年4月16日（土）
【実務研修会】平成28年4月23日（土）・24日（日）
- ・ 開催場所 専門学校 中央工学校 王子校舎
- ・ 研修内容 基準点測量における基礎知識及び測量技術の習得を目指す
- ・ 講師 有限会社ジオプランニング 八本康伸 氏、宮嶋信一 氏
- ・ 助 教 三嶋元志（墨田支部）会員、靱田孝弘（中野支部）会員、
内藤寛之（渋谷支部）会員、土屋国和（田無支部）会員、
八島大介（田無支部）会員、山崎和則（立川支部）会員
- ・ 協力企業 アイサンテクノロジー株式会社、福井コンピュータ株式会社
- ・ 募集人員 26名（最少催行人数15名）
- ・ 受講申込者 26名（内、本会会員補助者11名、他会会員7名）
- ・ 修了者数 24名（内、本会会員補助者10名、他会会員7名）

〔基準点測量研修会〕

本研修会を以下の概要により開催した。また、本研修会の開催に関し、平成28年9月13日に事前打ち合わせ会、同年11月2日に反省会をそれぞれ開催した。

- ・ 開催日時 【事前講習会】平成28年10月1日（土）
【実務研修会】平成28年10月8日（土）・9日（日）・10日（月・祝）
…3日間
- ・ 開催場所 専門学校 中央工学校 王子校舎
- ・ 研修内容 地積測量図の作成及び法14条地図作成作業を進める上で必要な知識と技術の習得
- ・ 講師 有限会社 ジオプランニング 八本康伸 氏、宮嶋信一 氏
- ・ 助 教 三嶋元志（墨田支部）会員、靱田孝弘（中野支部）会員、
奥村 忠（杉並支部）会員、内藤寛之（渋谷支部）会員、
土屋国和（田無支部）会員、八島大介（田無支部）会員
- ・ 協力企業 アイサンテクノロジー株式会社、福井コンピュータ株式会社
- ・ 募集人員 33名（最少催行人数15名）
- ・ 受講申込者 31名（内、本会会員補助者6名、他会会員12名）
- ・ 修了者数 29名（内、本会会員補助者6名、他会会員11名）

〔新入会員研修会〕

本研修会を以下の概要により開催した。また、本研修会の開催に関し、平成28年7月8日に事前打ち合わせ会を開催した。

- ・ 開催日時 平成28年 7月23日（土）午前 9時30分～午後 5時30分
- ・ 開催場所 本会 3階会議室
- ・ 研修内容 「会員心得，懲戒事例から学ぶ」
奥山 慎 総務部長
「境界確定に向けての資料調査並びに測量の流れ」
橋立二作 研修部長
「困難な測量事案への対応について」
木下 満 副会長
「建築基準法の基礎知識及び建物認定について」
原田克明 本会相談役
「適正な業務と報酬額の考え方について」
野城 宏 副会長
- ・ 受講対象者 69名
- ・ 受講申込者 61名（内，受講対象外者 2名）
- ・ 修了者数 57名（内，受講対象外者 2名）

(3) 企画研修

① 土地家屋調査士賠償責任保険の実例について

- ・ 開催日時 【本会】平成28年 5月17日（火）午後 6時00分～午後 7時50分
【多摩】平成28年 5月19日（木）午後 6時30分～午後 8時24分
- ・ 開催場所 【本会】本会 3階会議室
【多摩】小金井 宮地楽器ホール 小ホール
- ・ 研修内容 土地家屋調査士賠償責任保険について，保険適用の多い業務内容やその原因，保険でカバーできる範囲や適用の際の注意点を学ぶ
- ・ 講師 三井住友海上火災保険株式会社 松尾拓行 氏
三井住友海上火災保険株式会社 明石 学 氏
- ・ サポート 株式会社プリベントス 橋川貴志 氏
株式会社プリベントス 渡邊 圭 氏
- ・ 募集人員 【本会】100名
【多摩】100名
- ・ 受講申込者 【本会】 89名（内，補助者 1名）
【多摩】 71名（内，補助者 1名）
- ・ 修了者数 【本会】 67名（内，補助者 1名）
【多摩】 60名（内，補助者 1名）

② 適正な業務と適正な報酬について

- ・ 開催日時 【本会】平成28年 6月13日（月）午後 6時00分～午後 8時05分
【多摩】平成28年 6月15日（水）午後 6時30分～午後 8時26分
- ・ 開催場所 【本会】本会 3階会議室
【多摩】小金井 宮地楽器ホール 小ホール
- ・ 研修内容 適正な業務と適正な報酬額について

- ・ 講 師 野城 宏 副会長
- ・ 募集人員 【本会】 100名
【多摩】 100名
- ・ 受講申込者 【本会】 86名 (内, 補助者 1名)
【多摩】 60名 (内, 補助者 1名)
- ・ 修了者数 【本会】 64名 (内, 補助者 0名)
【多摩】 50名 (内, 補助者 1名)

③ 土地家屋地調査士のための法律講座【民法各論（占有）】

- ・ 開催日時 【本会】 平成28年 7月13日 (水) 午後 6時00分～午後 8時08分
【多摩】 平成28年 7月26日 (金) 午後 6時30分～午後 8時24分
- ・ 開催場所 【本会】 本会 3階会議室
【多摩】 小金井 宮地楽器ホール 小ホール
- ・ 研修内容 土地家屋調査士業務に関わる占有について, 民法条文の確認・判例・具体的な事例を取り上げながら(占有の状況・占有に基づく請求権・時効取得との関係等), 業務を遂行する上で判断の基礎となる法的知識を深める。
- ・ 講 師 水橋孝徳 弁護士
- ・ 募集人員 【本会】 100名
【多摩】 100名
- ・ 受講申込者 【本会】 80名 (内, 補助者 1名)
【多摩】 61名
- ・ 修了者数 【本会】 61名 (内, 補助者 1名)
【多摩】 45名

④ 筆界調査委員を目指す会員に向けた実務に関する研修会

- ・ 開催日時 【本会】 平成28年 8月25日 (木) 午後 6時00分～午後 8時30分
【多摩】 平成28年 8月24日 (水) 午後 6時30分～午後 8時28分
- ・ 開催場所 【本会】 本会 3階会議室
【多摩】 小金井 宮地楽器ホール 小ホール
- ・ 研修内容 ① 筆界調査委員の業務
② 実例に基づく業務の流れ
③ 質疑応答
- ・ 講 師 村田昭二 (立川支部) 会員
- ・ 募集人員 【本会】 100名
【多摩】 100名
- ・ 受講申込者 【本会】 50名 (内, 補助者 1名)
【多摩】 38名
- ・ 修了者数 【本会】 44名 (内, 補助者 1名)
【多摩】 34名

⑤ オンライン申請なんでも研修会

- ・ 開催日時 平成28年10月21日 (金) 午後 6時00分～午後 8時45分

- ・ 開催場所 本会 3 階会議室
- ・ 研修内容 オンライン申請の基本的な流れを講義した後、受講者と質疑応答を行う
- ・ 講師 原田克明 本会相談役
- ・ サポート 高野員臣 研修委員会副委員長，松崎光太郎 研修委員会委員
- ・ 募集人員 40名
- ・ 受講申込者 89名（内，補助者 4 名）
- ・ 修了者数 74名（内，補助者 3 名）

⑥ 公図・旧公図と旧土地台帳を読み解く

- ・ 開催日時 【本会】平成29年 3 月 1 日（水）午後 6 時00分～午後 7 時53分
【多摩】平成29年 3 月 8 日（水）午後 6 時30分～午後 8 時17分
- ・ 開催場所 【本会】本会 3 階会議室
【多摩】小金井 宮地楽器ホール 小ホール
- ・ 研修内容 公図・旧公図と旧土地台帳を読み解く
- ・ 講師 東京法務局 元民事行政部次長 外山春男 氏
- ・ 募集人員 【本会】100名
【多摩】100名
- ・ 受講申込者 【本会】123名（内，補助者 2 名）
【多摩】98名（内，補助者 4 名，清瀬市職員 2 名）
- ・ 修了者数 【本会】100名（内，補助者 2 名）
【多摩】77名（内，補助者 4 名，清瀬市職員 2 名）

⑦ 境界鑑定業務取扱会員・筆界調査委員向け研修会

- ・ 開催日時 【本会】平成28年11月10日（木）午後 6 時00分～午後 8 時20分
【多摩】平成28年11月14日（月）午後 6 時30分～午後 8 時50分
- ・ 開催場所 【本会】本会 3 階会議室
【多摩】小金井 宮地楽器ホール 小ホール
- ・ 研修内容 境界鑑定業務に当たる上での心得，境界鑑定・筆界特定の手法，鑑定書の書き方
- ・ 講師 國吉正和 名誉会長
- ・ 受講対象者 筆界調査委員，境界鑑定業務取扱登録会員
- ・ 受講者数 【本会】35名
【多摩】22名

(4) 新入会員研修

[登録時研修]

新入会員への登録証交付時に，総務部担当理事による会員の品位保持当の研修を実施した。

① 第 1 回 新入会員等登録証交付式

- ・ 開催日時 平成28年 6 月27日（月）午後 2 時00分～午後 4 時30分
- ・ 受講者数 24名

② 第2回 新入会員等登録証交付式

- ・ 開催日時 平成29年1月30日（月）午前10時00分～午前11時30分
- ・ 受講者数 12名

③ 第3回 新入会員等登録証交付式

- ・ 開催日時 平成29年3月24日（金）午前10時00分～午前11時30分
- ・ 受講者数 16名

〔関東ブロック協議会新人研修会〕

本研修会は関東ブロック協議会が主催する研修会であるが、本会では本研修会を新入会員が入会后一定期間内に受講すべき必須研修と位置付けていることから、今年度受講対象会員に対し受講要請を行った。また、例年同様、前年・前々年度受講対象かつ本研修会を未受講の会員に対しても、受講要請を行った。

- ・ 開催日時 平成28年9月17日（土）午後0時40分～午後7時05分
18日（日）午前9時20分～午後6時00分
19日（月）午前9時20分～午後3時00分
- ・ 開催場所 幕張国際研修センター
- ・ 研修内容 「会員心得，土地家屋調査士の職責と倫理」
日本土地家屋調査士会連合会 副会長 加賀谷朋彦 氏
「筆界確認の実務」
日本土地家屋調査士会連合会 業務部理事 柳澤尚幸 氏
「法律の基礎知識」
丸山晴広 業務担当理事
「土地・建物の所有及び利用上の規制関連法」
丸山晴広 業務担当理事
「調査・測量実施要領」
日本土地家屋調査士会連合会 業務部理事 齋藤 修 氏
「筆界特定制度と土地家屋調査士会型ADR」
日本土地家屋調査士会連合会 社会事業部理事 清野松男 氏
「不動産登記法・主要先例・オンライン申請・不動産調査報告書」
山本憲一 財務部長
「報酬の運用」
日本土地家屋調査士会連合会 業務統計等検討委員 佐藤猛夫 氏
「土地家屋調査士業務と法的責任」
山崎司平 顧問弁護士
「パネルディスカッション」
コーディネーター：
日本土地家屋調査士会連合会 オンライン登記推進室委員
青木政直 氏
パネリスト：
山崎司平 顧問弁護士

日本土地家屋調査士会連合会 業務部理事 柳澤尚幸 氏
日本土地家屋調査士会連合会 業務部理事 齋藤 修 氏
日本土地家屋調査士会連合会 社会事業部理事 清野松男 氏
山本憲一 財務部長
日本土地家屋調査士会連合会 業務統計等検討委員 佐藤猛夫 氏

- ・ 受講対象者 74名
- ・ 受講申込者 50名
- ・ 修了者数 48名

(5) ブロック協議会研修及び各支部等研修会への講師派遣

各ブロック協議会及び七島支部（七島支部特例規程）より、ブロック協議会設置規則第9条第3項{ブロック長は、研修会の開催については、別紙様式第4号の様式により、会長に対し事前に計画書を提出して承認を受け、実施したとき（又は予定変更及び中止したときを含む。）は、事後30日以内に報告書を提出しなければならない。}の規定に基づき提出された、研修会実施計画書及び報告書の確認を行った。

また、各ブロック協議会及び支部からの講師派遣要請については、研修内容等を勘案し、講師の推薦及び派遣を行った。

[ブロック協議会研修]

① 中央ブロック協議会

- ・ 開催日時 平成28年4月13日（水）午後6時30分～午後8時30分
- ・ 開催場所 本会3階会議室
- ・ 研修内容 外国人への対応
- ・ 講師 NPO涉外司法書士協会 理事 大高潤司 司法書士
- ・ 受講者数 70名

② 中央ブロック協議会

- ・ 開催日時 平成28年10月6日（木）午後6時30分～午後8時30分
- ・ 開催場所 本会3階会議室
- ・ 研修内容 公図・地積測量図の変遷と、時代に応じた取扱いについて
～元登記官の立場から～
- ・ 講師 元東京法務局 民事行政部次長 現司法書士 土屋惟明 氏
- ・ 受講者数 65名（内、補助者2名、その他6名）

③ 中央ブロック協議会

- ・ 開催日時 平成29年3月15日（水）午後6時30分～午後8時30分
- ・ 開催場所 本会3階会議室
- ・ 研修内容 土地家屋調査士に許された戸籍謄本等職務上請求について考える
- ・ 講師 水橋孝徳 弁護士
- ・ 受講者数 51名

④ 城東ブロック協議会

- ・ 開催日時 平成28年10月28日（金）午後3時30分から午後6時30分

- ・ 開催場所 足立区勤労福祉会館 第1ホール
- ・ 研修内容 公図や境界について
- ・ 講師 元横浜地方法務局長 新井克美 氏
- ・ 受講者数 64名

⑤ 城西ブロック協議会

- ・ 開催日時 平成28年11月25日（金）午後3時30分から午後5時45分
- ・ 開催場所 エムワイ会議室 高田馬場
- ・ 研修内容 不動産調査報告書（93条ただし書き）の作成について
法定外添付情報の原本提示の取り扱いについて
- ・ 講師 佐々木博昭 業務部長，瀧野隆央・丸山晴広 両業務担当理事
- ・ 受講者数 85名（内，補助者5名）

⑥ 城南ブロック協議会

- ・ 開催日時 平成29年3月9日（木）午後6時30分～午後8時30分
- ・ 開催場所 渋谷区立商工会館
- ・ 研修内容 （第1部）ドローンが問いかけるもの～技術の変革とどう向き合
うか
講師：鈴木千誉（世田谷支部）会員
（第2部）UAV（ドローン）を使用した写真測量の精度について
講師：株式会社アプリコア 石田 剛 氏
- ・ 受講者数 49名（内，補助者5名）

⑦ 城北ブロック協議会

- ・ 開催日時 平成28年8月3日（水）午後6時00分～午後9時00分
- ・ 開催場所 東京セミナー学院
- ・ 研修内容 （新）不動産登記規則93条報告書の記載方法その他登記申請実
務の特筆事項について
- ・ 講師 佐々木博昭 業務部長，瀧野隆央 業務担当理事
- ・ 受講者数 46名

⑧ 多摩ブロック協議会

- ・ 開催日時 平成28年12月13日（火）午後2時30分から午後5時00分
- ・ 開催場所 武蔵野スイングホール
- ・ 研修内容 東日本大震災を通じて宮城公嘱協会の復旧・復興の取り組み
- ・ 講師 公益社団法人宮城公共嘱託登記土地家屋調査士協会 相談役
岩淵正知 氏
- ・ 受講者数 75名（内，補助者1名）

[ブロック協議会，支部研修等への講師派遣]

① 城北ブロック協議会

- ・ 開催日時 平成28年8月3日（水）午後6時00分～午後9時00分
- ・ 開催場所 東京セミナー学院
- ・ 研修内容 （新）不動産登記規則93条報告書の記載・法その他登記申請

実務の特筆事項について

- ・ 派遣講師 佐々木博昭 業務部長，瀧野隆央 業務担当理事
- ② 江戸川支部
- ・ 開催日時 平成28年8月31日（水）午後6時00分～午後8時00分
 - ・ 開催場所 江戸川区グリーンパレス
 - ・ 研修内容 規則93条報告書新様式の作成要領
 - ・ 派遣講師 佐々木博昭 業務部長，瀧野隆央 業務担当理事
- ③ 中野支部
- ・ 開催日時 平成28年9月8日（木）午後6時30分～午後8時30分
 - ・ 開催場所 中野サンプラザ
 - ・ 研修内容 不動産登記規則第93条不動産調査報告書改訂について
 - ・ 派遣講師 佐々木博昭 業務部長，瀧野隆央 業務担当理事
- ④ 練馬支部
- ・ 開催日時 平成28年8月29日（月）午後2時00分～午後5時30分
 - ・ 開催場所 練馬区立区民・産業プラザ ココネリ
 - ・ 研修内容 不動産登記規則第93条調査報告書改訂版への移行
 - ・ 派遣講師 佐々木博昭 業務部長，瀧野隆央 業務担当理事
- ⑤ 世田谷支部
- ・ 開催日時 平成28年9月15日（木）午後6時30分～午後8時30分
 - ・ 開催場所 経堂地区会館
 - ・ 研修内容 不動産登記規則第93条不動産調査報告書改定について
 - ・ 派遣講師 佐々木博昭 業務部長，瀧野隆央 業務担当理事
- ⑥ 板橋支部
- ・ 開催日時 平成29年2月15日（水）午後6時00分～午後8時00分
 - ・ 開催場所 ハイライフプラザ板橋
 - ・ 研修内容 受注物件を処理できるように具体的事例案について基準点利用を考える
 - ・ 派遣講師 登記基準点技術センター専門部会 部会員 奥村 忠会員
- ⑦ 町田支部
- ・ 開催日時 平成28年7月22日（金）午後6時45分～午後7時30分
 - ・ 開催場所 町田市民フォーラム3階視聴覚室
 - ・ 研修内容 不動産調査報告書改正に伴う，入力ソフトの操作方法および注意点等
 - ・ 派遣講師 佐々木博昭 業務部長，瀧野隆央 業務担当理事
- ⑧ 武蔵野支部
- ・ 開催日時 平成28年9月6日（火）午後2時30分～午後5時00分
 - ・ 開催場所 武蔵野プレイス
 - ・ 研修内容 新93条報告書について勉強会（スムーズな報告書作成をめざす）
 - ・ 派遣講師 佐々木博昭 業務部長，瀧野隆央 業務担当理事

- ⑨ 西多摩支部
- ・ 開催日時 平成28年 7月20日（水）午後 6時30分～午後 8時30分
 - ・ 開催場所 羽村市生涯学習センター
 - ・ 研修内容 不動産登記規則第93条調査報告書の改訂について
 - ・ 派遣講師 佐々木博昭 業務部長，瀧野隆央 業務担当理事
- ⑩ 埼玉土地家屋調査士会
- ・ 開催日時 平成28年 7月 8日（金）午後 2時15分～午後 4時25分
 - ・ 開催場所 浦和コルソホール
 - ・ 研修内容 裁判所の鑑定人，専門委員からみる筆界特定，現場調査，意見書の書き方，今更聞けない丁寧な地積測量図の作成方法
 - ・ 派遣講師 國吉正和 名誉会長
- ⑪ 栃木県土地家屋調査士会
- ・ 開催日時 平成28年12月 1日（木）午後 1時30分～午後 4時30分
 - ・ 開催場所 パルティ
 - ・ 研修内容 第一部：道路と通行に関するトラブル
第二部：境界実務諸問題についてのパネルディスカッション
 - ・ 派遣講師 山崎司平 顧問弁護士
- ⑫ 静岡県土地家屋調査士会
- ・ 開催日時 平成28年 7月22日（金）午後 1時15分～午後 4時30分
 - ・ 開催場所 しずぎんホール ユーフォニア
 - ・ 研修内容 土地家屋調査士ってどんな仕事？
 - ・ 派遣講師 國吉正和 名誉会長
- ⑬ 東京税務協会
- ・ 開催日時 平成28年 7月21日（木）午後 1時30分～午後 4時40分
 - ・ 開催場所 東京都主税局研修場
 - ・ 研修内容 境界確定の手法
 - ・ 派遣講師 高野員臣 研修委員会副委員長
- ⑭ 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 北多摩支部
- ・ 開催日時 平成29年 1月23日（月）午後 2時00分～午後 4時30分
 - ・ 開催場所 立川グランドホテル
 - ・ 研修内容 不動産業者としての予備知識～みなさんご存じですか？～
 - ・ 派遣講師 原田克明 本会相談役
- ⑮ 東日本高速道路株式会社
- ・ 開催日時 平成28年10月13日（木）午前 9時05分～午後 0時05分
 - ・ 開催場所 東日本高速道路株式会社研修センター
 - ・ 研修内容 不動産（表示登記）に関する法的知識
 - ・ 派遣講師 槇立二作 研修部長
- ⑯ 東京地下鉄株式会社
- ・ 開催日時 平成29年 3月24日（金）午後 2時00分～午後 4時30分
 - ・ 開催場所 プラチナビル 東京メトロ会議室

- ・ 研修内容 土地家屋調査士の業務，土地の歴史，筆界及び地図訂正等
- ・ 派遣講師 橋立二作 研修部長

(6) 土地家屋調査士特別研修

日本土地家屋調査士会連合会が主催する本研修会は，今年度で12回目の実施となり，新規受講者12名が受講した。

〔第12回土地家屋調査士特別研修〕

【基礎研修】

- ・ 開催日：平成29年2月3日（金）～5日（日）
- ・ 開催場所：本会3階会議室

【集合研修・総合講義】

- ・ 開催日：平成29年3月10日（金）～12日（日）
- ・ 開催場所：本会3階会議室

【考査】

- ・ 開催日：平成29年3月25日（土）
- ・ 考査会場：日本教育会館 第二会議室

(7) 研修委員会

本委員会では，「研修体制の充実」を目的に，企画研修の立案を行い，次の5タイトル9回の研修会を開催し，また，本会研修体制の整備に向けて，検討を行った。

なお，業務部の立案による2タイトル4回の研修会を，それぞれ次のとおり開催した。

【研修委員会立案】

- (ア) 土地家屋調査士賠償責任保険の実例について（2回）
- (イ) 適正な業務と適正な報酬について（2回）
- (ウ) 土地家屋地調査士のための法律講座【民法各論（占有）】（2回）
- (エ) オンライン申請なんでも研修会
- (オ) 公図・旧公図と旧土地台帳を読み解く（2回）

【業務部及び境界鑑定委員会立案】

- (ア) 筆界調査委員を目指す会員に向けた実務に関する研修会（2回）
- (イ) 境界鑑定業務取扱会員・筆界調査委員向け研修会（2回）

2. 業務に関する相談体制の整備・充実

○ 表示登記相談

月曜日と木曜日に実施している表示登記相談に，今年度は286件の相談が寄せられ，その内未完了案件は7件であった。

3. 土地家屋調査士専門職能継続学習制度への対応

土地家屋調査士専門職能継続学習（土地家屋調査士CPD）については，各ブロック等より報告があった研修会出席者名簿及び研修内容の確認を行い，日調連へCPDポイント等を申告した。

【業務部分掌に係る事業】

1. 業務に関する法規等の調査・研究

(1) 法令研究委員会

今期、本委員会では、土地家屋調査士制度の維持・発展に向けた調査・研究に取り組み、土地家屋調査士の現状分析結果から導いた、制度の維持・発展に必要と思われる施策等を取りまとめ、答申した。

(2) 業務推進委員会

今期、本委員会は分科会制を敷き、第一分科会では行政書士、測量士、建築士及び弁護士と業際問題に発展する懸念のある業務に関する調査・研究、第二分科会では畦畔等に関する調査・研究にそれぞれ取り組み、調査・研究結果を取りまとめ、答申した。

(3) 日調連及び東京法務局等からの業務関連通知の精査及び会員への周知について

日調連及び東京法務局等から発出された業務関連通知の精査を行い、会員に速やかに周知した。

(4) 業務に関する照会・要望等への対応について

会員等から寄せられた多数の照会・要望等については、それぞれ内容を精査した上で、必要な対応を行った。

(5) 不動産登記規則第93条ただし書不動産調査報告書の様式改定に伴う対応について

平成28年3月14日に、標記不動産調査報告書様式が改定されたことを受けて、新たな記載事例集の発行、日調連が作成した本報告書作成ソフトに係る諸対応を行った。

また、各ブロック協議会及び支部で開催された研修会の講師対応も行った。

(6) 基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録した地積測量図作成の推進に向けた対応について

基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録した地積測量図作成の更なる励行を会員に求めることをもって、より復元性の高い地積測量図の法務局への備え付けを促進させるべく、「基本三角点等を利用した地積測量図作成事例集」の発行及び本会「土地家屋調査士 調査・測量実施要領」に掲載している地積測量図の記載事例を改正した。

また、平成28年9月には、「基本三角点等に基づく測量に関する相談制度」を創設し、会員の新たな業務支援体制を構築した。

(7) 公共基準点使用に係わる包括承認申請について

公共基準点使用に係る包括承認期間が満了した4区・10市に対し、各支部の協力を得て、再申請の手続きを行った。

(8) オンライン登記申請の支援体制拡充に向けた対応について

会員のオンライン登記申請の支援体制の拡充を目的に、本会ホームページ「会員の広場」内、「オンライン申請・登記申請関連」ページを改修した。

(9) 処理未済により「無地番地」となっている畦畔に係る諸案件への対応について

処理未済により「無地番地」となっている畦畔に係る諸案件について、東京法務局民事行政部不動産登記部門と数次に亘り協議を実施し、早期解決に向けた対応を同部

門に要請した。

また、当該畦畔が多く残存していると思われる地域等を示した注意喚起を行うとともに、当該畦畔の研究者である、野村暲作氏が作成した資料を本会会報に掲載した。

(10) 東京都及び都内自治体における空家等対策への参画に向けた活動について

平成28年3月29日に、東京都都市整備局と「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定」を締結したことに伴い、本会に空家問題に関する相談対応窓口を設置するとともに、同局が主催した「空き家対策に関する専門家団体等との連絡会議」に出席した。

また、各支部の活動により、複数の自治体との空家等対策に係る協定の締結、自治体が設置した協議会等への参加が叶った。

(11) 官公署等が発注する土地家屋調査士業務の入札条件等の精査及び疑義案件への対応について

広報事業部を経由して、一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会から提供された、官公署等が発注する土地家屋調査士業務の入札条件等の精査を実施し、疑義のある事案については日調連に情報提供を行った。

(12) 東京法務局民事行政部不動産登記部門との連携について

今年度、東京法務局民事行政部不動産登記部門とは、同局「土地建物調査要領」の一部改正に伴う対応、同局における登記相談の取扱い変更に伴う対応、オンライン登記申請の更なる推進に向けた対応、処理未済により「無地番地」となっている畦畔の早期解消に向けた対応、大都市型登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項地図）作成作業の円滑な実施に向けた対応、地図混乱地域の情報収集に係る対応、筆界特定制度の円滑な運用に向けた対応及び基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録した地積測量図作成の更なる推進に向けた対応等について、それぞれ協議を実施した。

2. 筆界特定制度及び境界鑑定業務への対応

(1) 筆界特定制度・境界鑑定業務に関する知識・技術の研鑽機会の拡充に向けた対応について

今年度、研修部と連携して、企画研修「筆界調査委員を目指す会員に向けた実務に関する研修会」及び筆界調査委員及び境界鑑定業務取扱登録会員を対象とした、境界鑑定業務における心得、手法及び鑑定書の書き方に関する研修会を開催した。

(2) 「資格者のための筆界特定申請書の作成手引（筆界特定申請のガイドライン）」の改称及び改訂について

東京法務局民事行政部不動産登記部門筆界特定室と連携して、標記手引の改訂作業にあたり、本手引を「土地家屋調査士のための筆界特定申請書の作成要領」に改称した上で、改訂を行った。

(3) 東京法務局民事行政部不動産登記部門筆界特定室との連携について

東京法務局管内では平成28年に約300件強の筆界特定申請がなされており、筆界特定制度が広く国民に浸透していることがうかがえる。

また、筆界調査委員、特定調査における測量実施者等、多数の会員が土地家屋調査士

の専門性を生かし、筆界特定制度に貢献している状況にあることから、より良い制度の運用に向けて、東京法務局民事行政部不動産登記部門筆界特定室と意見交換等を実施した。

(4) 筆界調査委員候補者の推薦について

東京法務局からの依頼を受けて、筆界調査委員候補者を推薦した。

(5) 「所有者不明土地を隣接地とする土地について分筆の登記等を可能とするための筆界特定手続」の試行に向けた協力要請への対応について

今年度、法務省が標記筆界特定手続の試行を開始したことから、東京法務局民事行政部不動産登記部門筆界特定室とも連携して当該試行に協力した。

3. 地図作成・地籍調査等の地図整備事業への対応

(1) 大都市型登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項地図）作成作業に係る対応について

東京法務局民事行政部不動産登記部門と、大都市型登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項地図）作成作業に係る諸事項について打合せ・意見交換を行った。

(2) 地図混乱地域に係る情報の収集について

東京法務局民事行政部不動産登記部門より、登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項地図）作成作業の候補地選定の検討材料とすべく標記情報を提供願いたい旨の依頼がなされたことから、会員に当該情報の提供を求め、その情報を同部門に提供した。

【広報事業部分掌に係る事業】

1. 土地家屋調査士制度の広報

(1) 4月1日の「表示登記の日」、10月1日の「法の日」における無料相談会は、全支部また全会員の協力により、都内各所で実施された。

また、昨今は他士業との合同相談が一般的となっており、複数士業との協働活動が各地区の地元支部で積極的に行われている。本会でも、他団体・他士業との連携を重視しているため、この流れを推奨する。

(2) 平成13年より参加している、国土地理院と東京都の共催による「測量の日」記念イベント「くらしと測量・地図」展が、昨年度も新宿駅西口広場イベントコーナーで開催された。この会場は人の往来の激しい場所にあることから、毎年度大変盛況なイベントとなっており、会員の協力のもと本会が開設した無料相談ブースには、3日間で72件の相談が寄せられた。これは昨年度の1.8倍の件数であるが、昨今、相談件数の増加が見られる。

また、当該相談会は事前予約を必要とせず、飛び入りでの利用が可能となっているため、会場では、本会オリジナルポスター、のぼり旗とバナー看板を活用し、通行者の目に留まるよう工夫しつつ、あわせてパンフレットやノベルティグッズを無料配布し制度広報に努めた。

〔平成28年度「くらしと測量・地図」展〕

・ 開催日：平成28年6月8日（水）～6月10日（金）

- ・ 開催場所：新宿駅西口広場イベントコーナー

(3) 各支部主導のもと、計20支部で制度広報活動が独自に実施された。その多くは相談会や地元行事への参画であり、地域市民とのコミュニケーションを図るための活動が主となっている。

土地家屋調査士の知名度及び信頼性の向上のためには、このような地元地域に密着した地道な活動の継続が第一と考えられ、これがひいては業務範囲の拡大に繋がる可能性を考慮し、さらなる促進を行うこととした。

なお、促進の一助とすべく、各支部に対し、無償でノベルティグッズを支給し、当該活動への支援とした。

(4) 支部制度広報において、東京都内の小中学校を対象に、社会生活における土地家屋調査士業務に関することや、数学等の測量技術に関連した科目を授業として行う「出前授業」が実施され、本会では、支部の求めに応じ、本会で作成したマニュアルや見本テキストデータに加え、ノベルティグッズの提供を行い、支部の支援に努めた。

(5) 東京法務局からの依頼に基づき、法務省主催の全国一斉休日無料相談会に参加した。
〔法務省主催「全国一斉！法務局休日相談所」〕

- ・ 開催日時：平成28年10月2日（日）午前10時00分～午後4時00分
- ・ 開催場所：東京法務局、立川地方合同庁舎

(6) 昨年度の開催をもって22回目を迎えることとなった、10士業（土地家屋調査士・弁護士・司法書士・税理士・行政書士・社会保険労務士・弁理士・公認会計士・不動産鑑定士・中小企業診断士）合同主催の「暮らしと事業のよろず相談会」が実施された。今回は各士業による業務紹介ブースが併設され、さらにクイズラリーが開催されるなど、昨年度に続き新たな企画を採用した。

この相談会では、本会各会員の協力を得て成功裏に無事終了し、本会が対応した相談は25件となった。

また、この事業を通じて他士業との情報交換・連携の機会を得ており、今年度は、東京司法書士会との広報活動の連携が実現したため、今後の連携体制の構築に役立つものと考え、今後も積極的に当該事業へ参画していくこととなった。

〔第22回 10士業暮らしと事業のよろず相談会〕

- ・ 開催日時：平成28年10月22日（土）午前10時00分～午後4時00分
- ・ 開催場所：新宿駅西口広場イベントコーナー

(7) 平成16年11月の設立当初から正会員として参画している「災害復興まちづくり支援機構」では、地域住民と行政機関と専門家によるネットワーク構築のため、多方面にわたって各種活動が進められており、本会も当該組織の構成員として各種事業に協力した。

恒例の東京都共催「復興まちづくりシンポジウム」への協力及び東京都主催「防災展」への参加も行い、制度広報活動の一助とした。

〔復興まちづくりシンポジウム〕

- ・ 開催日時：平成28年7月19日（火）
- ・ 開催場所：東京都第一本庁舎5階大会議場

〔防災展2017〕

- ・ 開催日時：平成29年3月8日（金）・9日（日）

- ・ 開催場所：新宿駅西口広場イベントコーナー

(8) 限られた予算の中で有益な制度広報活動の成果を望むべく、今年度も広報コンサルティング業者との広報業務に関する委託契約書を更新した。

「資格取得者向けガイダンス」や「川柳公募企画」の実施、毎日小学生新聞への記事掲載や日刊ゲンダイの取材などに対応し、各メディアへのアプローチや、Webを使ったプレスリリースのほか、懸賞サイトに本会名を掲載するなど、幅広く制度広報に努めた。

今年で3回目となる「川柳公募企画」については、2,241句の作品が集まり、選考作品の発表には、本会ホームページだけでなくパブリシティによる新聞での公表も行われた。

さらに、本会では、昨年度と同様に中央工学校生向けのガイダンスを企画・運営し、受験者増に努めた。

[中央工学校生向けガイダンス「国家資格『土地家屋調査士』取得を目指す人へ」]

- ・ 開催日時：平成28年9月23日（金）午後1時00分～午後3時00分
- ・ 開催場所：中央工学校

[一般者向けガイダンス「国家資格『土地家屋調査士』に挑戦しよう」]

- ・ 開催日時：平成28年12月5日（月）午後2時00分～午後4時00分
- ・ 開催場所：本会3階会議室

[「川柳公募」企画]

- ・ 募集期間：平成28年9月5日（月）～10月7日（金）
- ・ 結果発表：平成28年12月8日（木）※本会ホームページにて周知

(9) 本会会館1階正面玄関前に設置されていた認定登記基準点モニュメントを、日本国民だけでなく海外の旅行者にも広く周知すべく、和訳・英訳の銘板を新たに設置し、グローバルな広報を手掛けた。

(10) 東京法務局主導のもと、同局民事行政部と東京司法書士会と本会との3者による「相続登記促進プロジェクト」を立ち上げ、相続登記未了物件や所有者不明物件の解消を目的とした「相続情報証明制度」の制度啓蒙に努めた。

2. 会報の編集・発行

現在の会報は季刊誌として年4回発行されているため、迅速性が求められる情報については本会ホームページに掲載し、会報には、誌上研修や保存すべき情報等の掲載を行い、目的に応じて適切な手法をとっている。

また、前年度に続き他士業者による連載記事を掲載するとともに、各種イベント等の取材レポートの充実を図った。

3. ホームページの活用と利用促進

現在、情報発信のメディア媒体としてWebが主力となっており、本会でも、インターネットによるツール（ホームページ、メール等）を中心として、会員へ各種情報を提供する体制となっている。

ホームページが更新された際にその情報を提供する「更新情報通知メール」のサービス登録率は、微少ではあるが年々上昇しており、現在の登録率は約78%となった。全会員の

登録を目指し、入会者には積極的に登録を推奨するなど、登録の促進に尽力した。

さらに、本会会員に対して迅速に新鮮な情報を伝達できるよう、本会ホームページに「検索機能」を設計・構築した。

4. 本会と会員との情報交換の促進

(1) 過去の会報の電子データ化及びその検収が全て完了したため、本会第1号会報より公開となった。今後も順次公開予定である。

(2) 本会ホームページにおける会員の利便性を向上するため、適宜精査を行い、閲覧時の負担を僅かでも軽減すべく改善を図った。

また、ホームページではより多くの情報を掲載するよう、各種通知文書・業務用資料の掲載に努めた。

5. 公共嘱託登記土地家屋調査士協会への対応

東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会で適宜開催される社員総会・支所長会議には、本会役員がそれぞれ出席して運営状況の把握を行うとともに、意見交換会を開催し、関連事業の現場の情報を収集した。

また、本会規程に基づき、現在東京管内に設立されている他協会に対し、所属社員の変更の有無等を確認した。